



告示第250号

市有財産を一般競争入札に付すにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩竈市契約規則（昭和45年規則第21号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

塩竈市長 佐藤 光樹

1. 処分市有財産の表示

（車 両）

車名：ニッサンエクストレイル 1台

※今回の売却については、現状有姿の引渡しになります。修理等はしませんのでご注意ください。

2. 入札の日時

令和7年8月6日（水）午後1時30分より

3. 入札の場所

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所4階入札室

4. 入札参加申込受付

（1）申込受付

令和7年7月1日（火）午前9時から令和7年7月25日（金）午前10時まで
（土日祝日除く。午前9時から午後4時まで、正午から午後1時までを除く）

（2）申込受付場所

塩竈市旭町1番1号 塩竈市総務部管財契約課管財係（2階）

（3）申込みに必要な書類

- ・公用車売却に係る一般競争入札参加申込書（使用印鑑は印鑑登録のあるもの）
- ・添付書類（各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付して下さい。）

ア. 個人の場合 ①住民票抄本 ②印鑑登録証明書

イ. 法人の場合 ①現在事項全部証明書 ②代表者の印鑑登録証明書

ただし、令和6年度・7年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者は添付書類ア、イについては必要ありません。

5. 車両の確認

(1) 展示期間

令和7年7月1日(火) 午前9時から令和7年7月25日(金) 午前10時まで
(土日祝日除く。午前9時から午後4時まで、正午から午後1時までを除く。)

(2) 展示場所

塩竈市旭町1番1号

車両の確認を希望される方は塩竈市総務部管財契約課管財係まで連絡願います。

(3) 車両に関する質問

車両に関する質問がある場合は、塩竈市総務部管財契約課管財係まで持参又はFAX
願います。

(4) 質問の受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月25日(金)まで
(午前9時から午後4時まで)

(5) 質問回答書の閲覧方法

塩竈市ホームページ <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

※令和7年8月1日(金) 9時公開

6. 入札参加資格

入札の参加申込は、個人法人を問わず、次に掲げる事項に該当しなければ、どなたでもできます。

- ① 一般競争入札の当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない等、地方自治法施行令第167条の4に定める資格制限にふれる者。
- ② 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年告示第93号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ③ 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者

7. 入札保証金

入札参加者は、希望入札金額の『100分の5以上』に相当する金額を現金により入札当日の午後1時15分から午後1時30分までに入札場所で納付してください。この入札保証金を返還するときは、利息を付しません。ただし落札者にはこの入札保証金を返還せず契約保証金に充当します。

8. 落札者の決定

予定価格以上の者で有効札の最高価格とします。

最高価格が2者以上いる場合はくじ引きにより決めます。

9. 契約保証金

契約金額の『100分の10以上』(落札者のみ)

この契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとします。

10. 入札の無効

入札参加資格の無い者が行った入札及び入札に関する要件に違反した入札は無効とします。

宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市総務部管財契約課管財係

電話022-355-5781

FAX022-364-5304